

課の経営戦略シート

作成日	平成22年5月21日
部署	下水道課
作成者	近藤 裕

課名	下水道課	課長氏名	真仲 高行	班の数	2
----	------	------	-------	-----	---

1. 課を取り巻く環境と求められる方向性

課を取り巻く環境と求められる方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設は、住民生活に最も密接した必要不可欠な施設として、休止させることは許されない。しかし、供用開始以来28年余り経過した設備機器の多くは耐用年数に到達し老朽化が進行している。今後、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化の観点から耐震化等の機能向上も考慮した「長寿命化対策」を含めた計画的な改築を推進を求められる。 ・下水道事業の運営にあたっては、近年、人口の減少や水の有効利用等により、収入は相対的に小さくなる傾向にあり、経費の回収が難しくなっている。今後は、行政負担及び使用者負担を精査しながら健全な会計を目指していく必要がある。 ・下水道事業の主要な財源である補助金が交付金制度に移行する事が決定しているが交付基準が不明確であるため、事業に大きな影響が出る可能性がある。 ・下水道施設整備は、住民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全等の役割の他、処理水や汚泥等の資源を活用した「持続可能な循環型社会」への貢献等の役割を担っている。これらの下水道の役割を適切に果たすためには円滑な事業の実施が求められる。 ・下水道は重要なライフラインの一つであり、いつ何時であっても下水を適切に排除、処理する必要がある。大震災等により下水道がその機能を果たすことができなくなった場合には、住民生活に大きな影響を与えるとともに、汚水の未処理下水の流出による公衆衛生被害の発生などから、このような事態を回避するためには、下水道施設の耐震化をはじめとする耐震対策を確実に実施し、ライフラインとしての信頼性を確保する必要がある。
-------------------	--

2. 課の展望、目標、使命

課の展望 課が目指す町民生活や地域社会の姿	公共下水道が整備され、下水道施設が適正に維持管理されることで、水路や河川への垂れ流しがなくなり公共用水域の水質が保全され、衛生的な生活環境と生活様式が向上し快適な暮らしができる。				
課の目標 課の展望を数値で具体化したもの。H22年度末の達成目標	指 標	H21 目標値	(H21)実 績見込値	H22 目標値	備 考 (指標の説明、目標値の根拠、データ取得方法 等)
	汚水処理費回収率	66.00%	65.50%	67.00%	独立採算を目指す。 使用料収/(汚水処理経費+地方債元利償還費)
	現認可区域整備率	92.50%	92.20%	93.10%	各年度末の整備面積ha/認可区域面積548ha
	各改築更新事業の進捗割合(事業費)	45.50%	45.30%	61.00%	終末処理場・ポンプ場等改築更新計画の事業費に対する実施割合
課の使命 上記展望を実現するために、課が果たすべき役割	下水道の主たる目的である公共用水域の水質保全と住民の皆さんが衛生的で快適な暮らしが望めるよう、下水道未整備区域の整備促進を図り、下水道事業の効率的な運営に努める。				

3. 課の経営方針

課の経営方針 (平成22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民生活に最も密接し、休止することができない下水道施設を適正に維持管理するため、民間の技術力を有効に活用した管理体制を構築する。また、下水道施設の老朽化及び劣化による機能停止や機能低下を防止するため、耐用年数等を踏まえ社会資本整備総合交付金等の財源を有効に活用しながら適切に改築更新並びに管渠施設の地震対策事業を実施していく。 ・下水道事業の運営にあたって、行政負担及び使用者負担(受益者負担金・使用料)を精査しつつ健全な会計と独立採算制を目指していく。 ・下水道の整備については、町民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のための事業であることから、今後も事業認可区域の整備を進めていく。 ・下水道法及び都市計画法の事業認可の終了年であることから、汚水適正化処理構想や利根川流域別総合計画の見直しに併せて下水道全体計画や下水道法認可計画の見直しを行う。
--------------------	--

4. 施策の優先度

班 名	施 策 名	特性分類	成果の 方向性	資源投入の方向性			優先度
				事業費	人員	地域資源	
事業班	下水道事業の健全な経営	A					A
事業班	下水道整備区域の拡充	A					B
維持管理班	汚水の適正処理	A					A

5. 平成21年度の課の経営方針及び取り組み結果

N0	平成21年度取り組み	平成21年度取り組み結果
1	下水道事業の健全な運営として、下水道使用料の収納強化を図ります。	長門川水道企業団と協議を行い、収納の一本化を平成22年度から実施できるようにしました。
2	下水道整備の区域拡充を図ります。	継続事業として、酒直地区1.79ha、龍角寺地区0.21haの整備拡充しました。また、平成20年度に整備した龍角寺地区2haにマンホールポンプを設置して505.2haと供用開始区域を拡充しました。
3	汚水の適正処理を行うため、修繕や改築更新を実施しながら処理施設の機能維持を図ります。	処理場(受変電設備、汚水ポンプ設備、次亜塩注入設備)、南中継ポンプ場電気設備の改築更新を実施しました。また、管渠更生、人孔更生を実施し機能の回復が図れました。
4		